

# せたホッとレター

..... 第9号

## 5年目の相談傾向



マスコットキャラクター  
なちゅ

### ◎中高生の相談が増加!

中学生や高校生からの相談が増えてきています。小学生時代にもらったカードなどで「せたホッと」の存在を知っていて、本当に必要になったら相談しようと思ってくれている子どもたちが増えているからと感じています。継続してカードを子どもたちに配布することで、「せたホッと」を身近に感じてもらえているのではないかと思います。一方、受験期を控える中学3年生や高校3年生の相談数は、例年通り他学年に比べ少なくなっています。

### ◎再相談が増加!

以前に「せたホッと」に相談したことがある子どもが、一度は問題解決した後、再度相談をしてくれるようになりました。困っている内容や相談したいことは変わっても、「せたホッと」なら相談したことがあるという経験から、何回も相談してくれているのではないのでしょうか。困ったら何度でも、「せたホッと」に相談しようと思ってもらえることはありがたいです。

### ◎さまざまな関係機関からの紹介が増加!

おとなの場合は、さまざまな関係機関から紹介されての相談が多くなります。従来の行政からの紹介に加えて、病院など民間からの紹介も増えつつあります。このことから、「せたホッと」が子どもの人権擁護機関であるということが広まってきたと感じています。

「せたホッと」は、子どもたちがどうやったら自分で解決できるかを一緒に考えます。相談し、一緒に考えることで、自分がその問題を解決できたという自信を持ってもらいたいからです。

今後も「せたホッと」は、多くの子どもたちに「お話したい」と思ってもらえるよう、さまざまな活動を続けていきます。

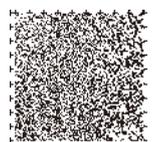


池尻児童館「がやがや村まつり」



せたがやふるさと区民まつり

広報啓発活動の様子



# 「いじめ防止対策推進法」がわからないんだけど いじめについて教えて



## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係**にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった**児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）



法律の言葉は難しいから、もう少し説明するね



叩いたりけったりする攻撃的行為はもちろん、悪口や陰口、脅し文句を言ったり、仲間はずれや集団で無視したりすることも「影響を与える行為」だよ。いじめをするつもりがなくても、その行為を受けた子どもが苦痛を感じていればいじめとなるよ。

この法律で大事なことは、**いじめを受けた子どもの尊厳を守ること**なんだ。（同法第1条参照）

## 2 「いじめ=犯罪」とは限らない

いじめはひどいときには、犯罪といえる場合もある。けれども、いじめが全部犯罪というのは間違い。仲間はずれや無視はいじめであっても、犯罪とはいえないよ。それでもやってはいけないことなんだ。

いじめは、それだけで罰が与えられるようなものではないけれど、

**児童等はいじめを行ってはならない(いじめ防止対策推進法第4条)**と禁止されているんだ。

いじめ

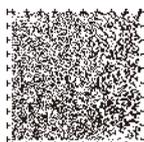
犯罪



### いじめの早期発見・早期対応

未成熟な児童等においては、コミュニケーション能力等が十分に備わっているとは言えず、いじめは、その成長過程において誰もが犯しうる過ちと言える。

一方、いじめは集団内で行われるという特性があり、徐々に、行為がエスカレートする傾向にある。行為がエスカレートすれば、生命や心身が危険にさらされる可能性が必然的に高くなる。そのため一刻でも早くいじめの存在を発見し、いじめを行った児童等に対しては、いじめが許されないことを厳格に示し、毅然とした指導を行うことが必要である。同時に、その立ち直りを進める上で、一人ひとりの悩みを理解し、共感的に受けとめ、応えていくことが重要となる。（『いじめ防止対策推進法 全条文と解説』 p.15-16）



## いじめの四層構造

いじめを集団の中でとらえる見解であり、いじめる子、いじめられた子、観衆（はやしたてる子、いじめのきっかけを作っておいて、いざいじめが始まると自分は手を下さず、周りで見ながらほくそえんでいる仕掛人タイプも含まれる）、傍観者（見ているだけ、見てみぬふりの子）がいて、この集団の中でいじめはエスカレートする。いじめる子だけでなく、観衆も傍観者もいじめのエスカレートを支える当事者といえる。いじめの解決には、仲裁者の出現がカギとなる。いじめ予防授業やクラスの状態を把握したうえでの調整活動等は、仲裁者の出現の促進や仲裁者のエンパワメントとして、いじめの対応に効果的である。

## 3 いじめの恐ろしさ

いじめは、いじめを受けた子どもの自尊心を傷つけ生きていく力を奪ってしまうような恐ろしい力がある。もう何をいっても誰も助けてくれないという絶望感、無力感がその子どもを追い詰め、身体症状、不登校、自傷行為、自殺などの深刻な影響がおこることがあるよ。



## トラウマ（心的外傷）と PTSD(Post-Traumatic Stress Disorder)

PTSDとは心的外傷後ストレス障害といわれるものであり、トラウマ（心的外傷）を受けた後にさまざまな心身の不調を来す症状をいう。外傷体験によって、フラッシュバックが起きたり（再体験）、過度に神経質になったり（過覚醒）、外傷体験に関連する場所に近づけなくなったり（回避）するなどの症状があるときに診断される。いじめは長期にわたって継続して行われたりして、エスカレートしやすいので、PTSDの症状を引き起こす原因となるときがあり、いじめが原因で学校に行けなくなる、クラスに入れなくなるという場合はこの回避の症状ともいえる。



## 関係者の“声”

いじめの辛さによって命を絶つてしまう子どもがいます。そこまで人を追いつめてしまうのがいじめです。子どもは誰もが幸せに生きる権利を持っています。皆で子どもを見守り、支えあい、誰もが笑顔で暮らせる社会を願っています。



全国の学校で「いじめ予防授業」を実践する平尾 潔 弁護士

### 参考文献

- 荒牧重人・半田勝久・吉永省三編『子どもの相談・救済と子ども支援』日本評論社(2016)
- 日本弁護士連合会・子どもの権利委員会編『子どものいじめ問題ハンドブック 発見・対応から予防まで』明石書店(2015)
- 坂田 仰編『いじめ防止対策推進法全条文と解説』学事出版(2013)

## 心配しているよ 電話できるかな？

絵 ゆい



# 相談を 受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホット」に話してみませんか。(自分のことでなくても大丈夫です)  
**秘密は必ず守ります。** ※お金はかかりません

例えば、こんなとき…

## 学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のことや友達のこと



## 家庭で…

- 家でのつらいこと・いやなこと
- 家族に話せないこと



## 習い事、バイト先で…

- 仕事(バイト)先でのこと
- 先輩や上司のこと



つらい、悲しい  
気持ちになったら…



電話・メール・手紙・FAX・会って

## 相談する

子どもの権利侵害についておとなも相談できます。



おはなし  
きかせてね



## せたホットの対応

### 一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて一番よい方法を一緒に考えます。



### 調べる、協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



### 要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできます。



**もう大丈夫。安心できたよ。**

困ったことが出てきたらまた相談してください。  
相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。



## せたホット

**相談時間** 月～金：午後1時～午後8時  
土：午前10時～午後6時(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

**相談電話** フリーダイヤル ホット にきゅうさい FAX  
**0120-810-293 03-3439-6777**  
 \*携帯電話・PHS・公衆電話からも無料でかけられます。

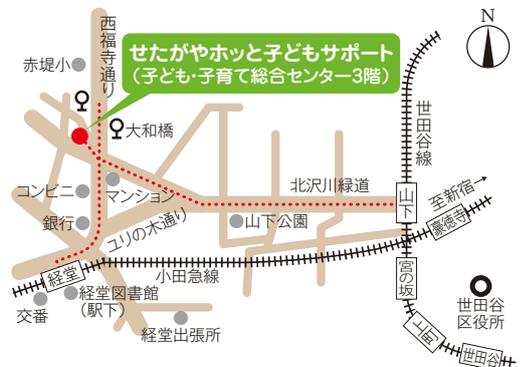
**せたホットとホームページ** <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>



ホームページ  
QRコード



子ども相談メール  
携帯用入力フォームQRコード



**アクセス** 小田急線 経堂駅北口から徒歩7分  
世田谷線 山下駅から徒歩13分

**所在地**  
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15  
世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階